

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道苫前郡初山別村

2 構造改革特別区域の名称

初山別村夢とロマンと星の村セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道苫前郡初山別村の全域

4 構造改革特別区域の特性

初山別村は、北海道の北西部に位置し、西は海産資源の宝庫である日本海を望み、東部背面地帯は、ピッシリ山を主峰とする天塩岳山系が占め、村界から日本海に注ぐ初山別川、風連別川、茂築別川等の河川を中心として集落を形成し、面積は280.04 km²で、人口は1,568人(平成17年9月30日現在)の自然豊かな村である。

基幹産業である農業(水稻・畑作、酪農)と水産業を中心に、活力あふれる産業基盤づくりを目標とするとともに、東北以北最大級の天体望遠鏡を備えたしょさんべつ天文台を核として、しょさんべつ温泉岬の湯、岬台公園等自然を生かした観光づくりも推進しながら、地域の特色を活かしたまちづくりを展開してきている。

また、しょさんべつ天文台のユニークな事業として、自分の星が持てるマイ・スターズシステムも、地元はもとより訪れる人たちに夢とロマンを与え、澄みきった星の夜空に身も心も癒される村である。

初山別村の人口はニシン漁が繁栄した昭和32年の5,771人(9月30日現在)をピークとし減少している。今日まで過疎化とともに少子高齢化も進み、65歳以上人口は512人で32.7%(平成17年9月30日現在)と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が114名、高齢者夫婦世帯が126世帯となっており、高齢者人口の66.6%にあたる341名が高齢者のみの世帯となっている。この他に身体障害者95名、知的障害者12名、精神障害者2名が村内で生活しており、移動に制約を受ける者への支援策が急がれている。

(1) 移動制約の状況

介護保険サービス利用者

初山別村の要介護(要支援)認定者は、平成17年9月30日現在で初山別村の高齢者人口の22.3%にあたる114人、このうち60人(52.6%)が居宅介護サービスを利用している。

介護保険サービス利用者の在宅生活を支えるうえで重要な通院等の外出支援において、要介護3以上の方35人については福祉車両での輸送が基本であるが、サービス利用者の86.7%を占める要支援、要介護1及び要介護2の者52名

については全員が福祉車両を必要とする状況でもなく、セダン型等の一般車両による輸送でも対応が十分可能である。

要介護（要支援）認定者数（平成17年9月30日現在）

単位：人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	12	55	10	13	11	11	112
第2号被保険者		2					2
合計	12	57	10	13	11	11	114

居宅介護サービス受給者数（平成17年9月30日現在）

単位：人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	8	36	6	5	2	1	58
第2号被保険者		2					2
合計	8	38	6	5	2	1	60

身体障害者

初山別村では身体障害者手帳交付者は95人であり、移動に制約を受ける肢体不自由者は51人、視覚障害者は9人を数える。重度の障害者は福祉車両を必要とする者が多いが、多数を占める2級以下の者及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成17年9月30日現在）

単位：人

	肢 体 不 自 由	視 覚	聴 覚	音 声 言 語	内 部 疾 患	計
1級	9	3			21	33
2級	8	1	3		1	13
3級	11	1	1		1	14
4級	11		1		2	14
5級	8	2				10
6級	4	2	5			11
計	51	9	10	0	25	95

知的障害者

知的障害者の判定を受けている者（療育手帳の交付者）は12人で、そのうち重度の知的障害者（判定A）は9人を数える。知的障害者は、交通法規の理解や安全確認などができない者が多く、また、看護者や環境が替わることでパニック

に陥る者も少なくない。

そのため、肢体不自由との重複障害のない知的障害者、特に重度（判定A）の者については、ボランティア輸送利用車をセダン型等に拡大し、心のやすらぎとなるホームヘルパーの運転する有償ボランティア輸送による対応が要求されている。

知的障害者の障害別状況（平成17年9月30日現在）

単位：人

18歳未満		18歳以上		計
A	B	A	B	
1		8	3	12

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている者は、平成17年9月30日現在で6名である。引きこもり傾向にある者は心を許した介護者と一緒でなければ外に出ることが不可能となったり、不安感の強い者は、環境の変化に対応できず公共機関の利用が殆どできないなど障害の内容と対応は多様であり、ボランティア輸送利用車をセダン型等に拡大し、心のやすらぎとなるホームヘルパーの運転する有償ボランティア輸送による対応等で、通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

（2）公共交通機関の状況

住民の移動手段として鉄道（国鉄羽幌線）があったが、昭和62年3月に廃止となり、以降、代替輸送の確保として路線バスが運行されている。しかし、その便数は1時間に1便にも満たず便数が少ないことや乗降場所が国道及び一部村道に限られているため利用者にとって十分な利便性が確保されていない状況である。

路線バス

路線バスは、南北に長い留萌支庁管内を縦断する超大路線が運行されている。昭和62年3月の国鉄羽幌線の廃止以降は、関係市町村の支援のもと沿岸バス株式会社が路線バスを増便して移動手段を確保してきている。

診療科目を複数有する総合的な医療機関は、留萌市、羽幌町に存している。また、専門的な医療機関は旭川市、札幌市に存している。初山別村～留萌市間は1日10往復、初山別村～羽幌町間は1日10往復、初山別村～旭川市間は直行便が1往復、留萌市より別会社が運行する旭川市行きに乗り継ぐ方法で1日9往復、初山別村～札幌市間を1日4往復運行している。

朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ1時間30分に1便と便数が少なく、移動したいときに移動できないことや天候や交通量によっては到着時間が遅れることもあり、診療時間等制約を受けることが多い。また、車両やバス停留所も障害者等の移動制約者の対応にはなっていない。

タクシー事業者

村内には、平成15年度まで有限会社初山別ハイヤーがあったが、兼業のため乗務員不足等から常時運行できず、平成16年度より休業しており、隣町の株式会社沿岸ハイヤー等の利用を余儀なくされている。株式会社沿岸ハイヤーでは1台の福祉車両を所有しているが、隣町の羽幌町内の運行が主であり、乗務員も限られているため村内への運行はない。この他、介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する他の事業者は近隣町村にない状況である。

なお、通院等でタクシーを必要とする障害1級から4級までの肢体不自由者、心臓、じん臓又は呼吸機能障害者、視聴覚障害者等の介助なしでは独力で歩行できない方などの重度の障害者等を対象にして、肢体不自由者タクシー助成事業により対応してきている。

(3) 福祉有償輸送の状況

村内における福祉車両の保有は社会福祉協議会の1台のみであり、バスその他の交通機関の利用が困難な障害を持つ重度の障害者は、タクシーの費用助成を受けることにより、その者の経済的負担を緩和し、生活活動を補っている。

また、このような重度の障害者等の輸送サービスのニーズは高く、さらに今後はセダン型での輸送と移動支援の拡充による中軽度の障害者等への対応が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

初山別村内及び近隣町間の移動手段として、唯一路線バスが運行されているものの便数が少ないことや乗降場所が国道及び一部村道に限られているため、利用者にとって十分な利便性が確保されている状況とは言えず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。特に移動制約者にとっては、乗降場所の不便さやノンステップバスがないことから、家族等による自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

このような環境下では、特に移動制約者は公共交通機関の利用が難儀となり介護する家族の負担を気遣う心遣いから、外出をあきらめ家に閉じこもる傾向にある。

介護保険制度当初の平成12年4月から生活管理指導（ヘルパー）の派遣事業を実施し、無償運送サービスにより通院の利便等に対応してきているところだが、対象者と利用目的が限られている。そのため、より充実した対応を図るため、セダン型等の一般車両による有償ボランティア輸送が求められている。

福祉車両による福祉有償輸送は、車椅子等を常時利用する者の移動手段としては有効であるが、要介護認定を受けた者の大部分や知的障害、視覚障害者に対する移動支援には一般車両でのサービス提供が充分可能である。限られた台数の福祉車両だけでなく、セダン型等の一般車両を使用することにより、多くの移動制約者に対する移送サービス提供が可能になる。このように地元の社会福祉法人やボランティア団体による輸送体制の整備・拡充が図られることで、高齢者や障害者等の弱者でも住み慣れた

地域での在宅生活を継続でき、地域福祉が充実し推進され、社会参加促進に大きく貢献していく。

6 構造改革特別区域計画の目標

初山別村では、誰もが生き生きと自立して暮らすことができる潤いのある健康な村づくりを進めてきているが、特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑な移送サービスの展開が図られることで、高齢者や障害者の自立と社会参加が促進され、家族の介護負担も軽減される。更に、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化が促進される。

これにより、気配りとやさしさで築きあげる「健康と潤いのある暮らしと生きがいのある地域づくり」の実現を目指し、心豊かで活力あるまちづくりを目指すものとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年9月における初山別村の訪問介護利用者23人中、通院の支援を受けた者は9人となっている。その他、輸送サービスの提供を求める高齢者や障害者は多く、NPO等が実施する福祉有償輸送のセダン型車両への拡大を行うことによって、これらの移動制約者の通院支援を安定して供給することができ、札幌市や旭川市の専門性の高い病院への通院回数の増加が見込まれる。

また、高齢者や障害者本人に限らず、介助する家族の介護負担の軽減により社会参加や地域行事への積極的な参加や観光施設の利用、農業や水産業、観光分野での就労も期待される。まちづくりにおいても、移動制約者や介護者の自治活動等への積極的な参加が促進され住民主体の村づくりに大きく貢献できる。

初山別村は農業・漁業主体の産業形態で、経営者も高齢化が進んでおり、介護者の負担が多くなれば経営にも支障をきたすが、本計画の実施により介護者の負担軽減が図られ産業活動にも活力が蘇ることが期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 介護保険や支援費に基づく訪問介護事業

- ・対象者～要介護認定や要支援認定を受けた在宅の被保険者
- ・内 容～訪問介護員が日常生活上の世話を行うものであり、通院等の際に必要な介助も行われている。居宅から最寄りの医療機関までの通院介助。
- ・利用料～無料
- ・車 両～社会福祉法人初山別村社会福祉協議会所有車両による。

軽自動車	1台		
普通自動車（乗用タイプ）	2台		
福祉車両（1BOXタイプ）	1台	計	4台
- ・平成16年度利用者～23名 延べ176件

(2) 生活管理指導員派遣事業（寝たきり老人等移送事業）

- ・対象者～この事業の利用対象者は、定期検診等の緊急性を要しない医療機関への通院について、以下の条件に該当する常時寝たきり又は車椅子等を使用している者で、介助なしで独力で歩行できない場合、かつ、乗用自動車の座席搭乗が極めて困難な者とする。
 - 要介護度4又は5の者
 - 身障等級2級（移動機能障害）以上の者
 - 上記、と同等と認められる者（留萌市への通院が必要である場合については、特に当該市に通院しなければならない事由があること。）
 - 車椅子あるいはストレッチャーでなければ移送できない者
 - 家族での移送が困難である者
- ・内 容～常時寝たきり又は車椅子等を使用し、介助なしで独力歩行が極めて困難な者に対して、生活管理指導員を派遣し医療機関までの通院利便を図る。
- ・利用料～無料
- ・車 両～社会福祉法人初山別村社会福祉協議会所有車両による。

福祉車両（1BOXタイプ）	1台
---------------	----

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

初山別村内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が初山別村

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有する車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。しかし、福祉車両の導入が軽度の移動制約者の増加に対応しきれず、車椅子等を使用しない移動制限者に対する移動サービスは十分に提供できていない状況にある。そこで、使用車両をセダン型等に拡大することによって、高齢者及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 初山別村福祉有償輸送運営協議会の設置

福祉有償輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による初山別村福祉有償輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会事務局は、初山別村住民福祉課に置く。

運営協議会は初山別村が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 初山別村長が指名する職員
- ・ 旭川運輸支局長が指名する職員
- ・ 公共交通機関に関する学識経験者
- ・ 初山別村身体障害者福祉協会代表
- ・ 要介護（支援）認定者代表
- ・ 村内自治会代表者
- ・ 初山別村社会福祉協議会代表者
- ・ 地域交通機関の代表者（タクシー業代表者）

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

（３）運送主体

初山別村で活動する社会福祉法人、NPO法人（保険、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められてものとする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4号に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・ その他の肢体不自由、内部障害（人口血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

（４）使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることをステッカー、マグネットシート等により表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応

について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応にかかる運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を完了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を完了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険もしくは共済(搭乗者傷害を対象に含む者に限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に到らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運営主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。